

高岡市

令和7年度

空き家賃貸活用支援事業 に申請される方へ

当冊子では、申請書類の作成例及び留意点を記載しております。

申請に当たっては、必ず御一読いただいた上で提出書類をご準備ください。

書類に不備等がある場合は工事着工時期を遅らせていただく、または支援の申請受付ができない場合があります。

※申請には図面、見積書等が必要となりますので

工事請負業者に申請書類作成の協力を依頼することを推奨します。

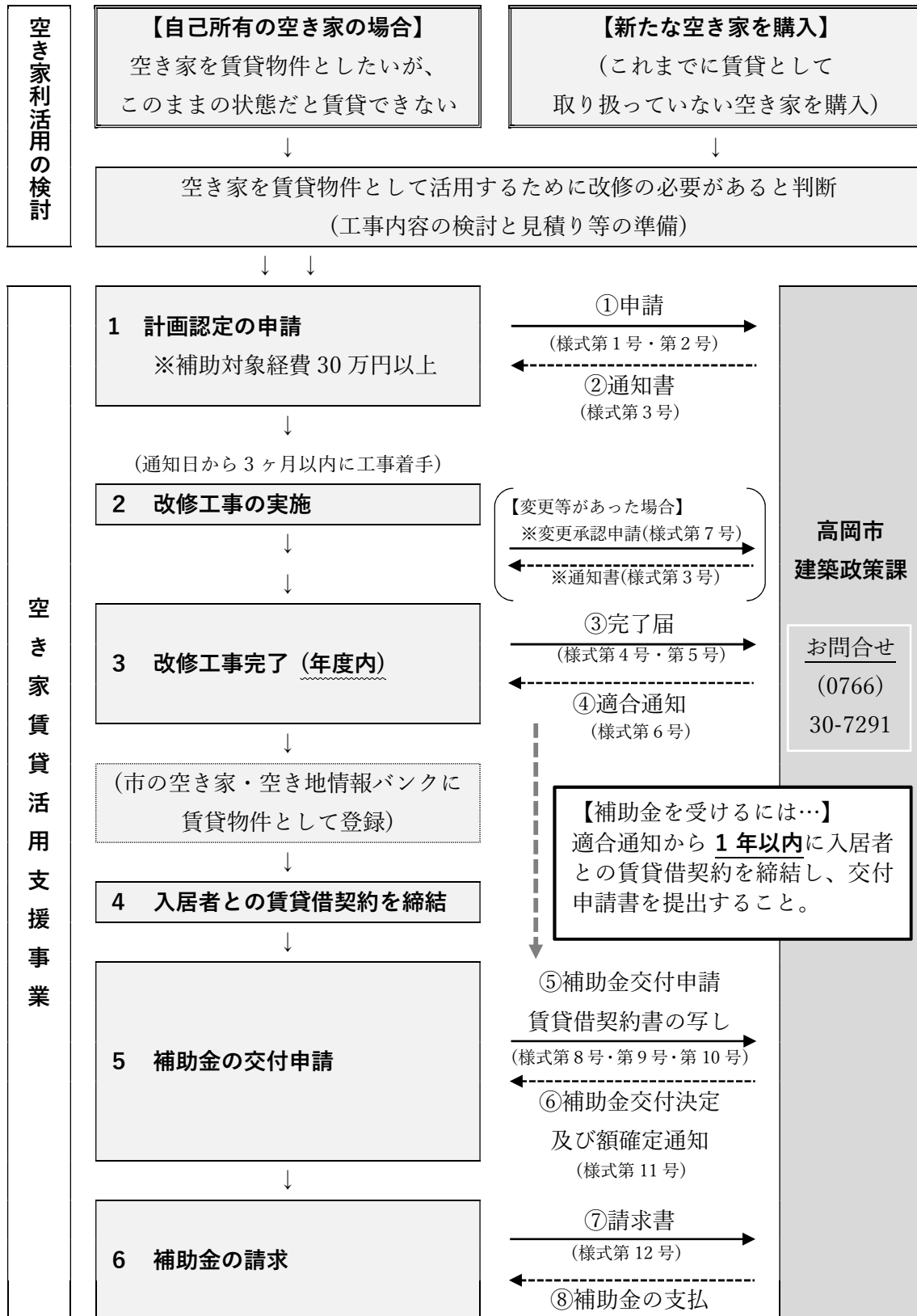
高岡市 建築政策課 住宅政策係 TEL 0766-30-7291

目次

目次

申請の流れ.....	1
【事前確認】対象となるかご確認ください	2
1. 計画認定の申請	3
2. 改修工事の実施.....	13
3. 改修工事の完了.....	14
4. 入居者との賃貸借契約→5. 補助金の交付申請提出→6. 補助金請求	15
よくある質問.....	19

申請の流れ



空き家賃貸活用支援事業

【事前確認】 対象となるかご確認ください。

申請前チェックシート

★申請準備前に必ずご確認ください。

☐

工事着工前ですか。

☐

申請者の住所と申請する空き家の所在地は異なっていますか。

☐

登記事項証明書上の所有者と申請者は一致していますか。

☐

空き家の所在地は居住誘導区域内ですか。
※高岡市公式ホームページ > ホーム > 市政情報 >
情報政策 > お役立ちサービス地図情報サービス「デジマップ@
たかおか」>都市計画>居住推進情報補助対象区域
からご確認ください。

☐

工事内容は対象工事に含まれていますか。
また対象工事費は 30 万円以上ですか。

☐

対象工事は年度内に終了する予定でしょうか。
(年度内に工事が終了しなかった場合、
補助の対象外となる可能性があります。)

全てのチェック項目に該当する場合のみ、申請の対象となります。

計画認定申請書 添付書類に関する留意点

1. 高岡市空き家賃貸活用支援事業計画（様式第2号）



・高岡市 HP ホーム > 暮らし > 住まい > 助成・補助 > 住宅・空き家等への居住支援から印刷または高岡市役所 6 階建築政策課でお受け取りください。

・記載例は 7 ページをご覧ください。

2. 建物位置図



・建物位置が明確に分かるように地図にマーキングペン等で該当場所を色付けください。

3. 改修工事の見積もり書の写し



★受付が可能な見積書★

- ①施工者と依頼者が明記されているもの
- ②工事内容の内訳が分かるもの（原則として、数量×単価で記載してください。
○○工事一式等記載の見積書の場合受付できない場合があります。）
- ③補助対象工事に該当しているもの ※2 参照
（補助対象外の工事費があった場合、補助対象費から外させていただきます。）
- ④工事請負業者が複数、または DIY 工事を行う場合は、「見積り早見表」を作成してください。作成例は 10 ページをご覧ください。
DIY で改修を行う場合は、下記◆以降を参照ください。

見積書の作成例は 9 ページをご覧ください。

1. 計画認定の申請

◆DIY の場合

①補助対象工事に該当しているもの ※2 参照

(補助対象外の工事費があった場合、補助対象費から外させていただきます。)

(DIY 工事の場合、賃料等人件費は対象外となります。)

②単価及び予定数量が明記してあるもの

③工具店等で購入予定の場合は値札等の写真を添付

(EC サイト (ネットショップ等) で購入の場合は商品画面の画像を撮影またはスクリーンショット等で保存し印刷して添付。)

※1 見積書が無い工事または条件に該当しない見積書に関しては対象費用となりません。

※2 補助対象工事一覧は 8 ページをご覧ください。

※3 「見積り早見表」作成例は 10 ページをご覧ください。

4. 施工箇所が分かる図面



- ・作成例は 11 ページ「施工箇所が分かる図面等について」をご覧ください。
(図面に不備がある場合、受付できない場合があります。)

5. 着工前の写真



- ・外観と全ての施工箇所を撮影し提出してください。
- ・施工箇所の写真については 12 ページ「着工前の写真について」をご覧ください。

6. 建物の登記事項証明書



- ・法務局等で取得した登記事項証明書謄本 (原本) をご提出ください。
- ・証明書の有効期限は取得日から 3 か月以内となります。
- ・登記事項証明書記載の権利者と申請者が一致している必要があります。

7. 空き家の売買契約書の写し及び購入に要した費用の支払いが 確認できる書類の写し ※空き家を購入した場合のみ



- ・割印及び収入印紙等に押し忘れがないかご確認ください。(不要な場合を除く)
- ・空き家購入費を補助対象費に含める場合は、建物代金を明記してください。

1. 計画認定の申請

8. 事業者の概要が分かる書類

※申請者が事業者の場合のみ

☐

- ・登記所等において交付されている現在事項全部証明書（法人）等を提出してください。
（事業者名、所在地、代表者名及び主たる業務等が分かる書類）
- ・証明書の有効期限は取得日から **3 か月以内**となります。

9. 申請者の住民票

※申請者が個人の場合

☐

- ・住民票記載の住所及び本籍等が申請空き家と異なる必要があります。
- ・証明書の有効期限は取得日から **3 か月以内**となります。

10. 所有者全員の同意を得たことがわかる書類

※所有者が複数の場合のみ

☐

11. 市税の納税証明書

☐

- ・申請日時点で**最新の年度**の証明書を提出ください。
- ・未納額がある場合は受付できません。
- ・諸事情により提出ができない場合は事前にご相談ください。
- ・高岡市であれば、高岡市役所2階市民税課において取得できます。
※所得課税証明書では受付できません。誤って取得されないようご注意ください。

1. 計画認定の申請

様式第1号（第9条関係）

年 月 日

高岡市長 あて

申請者 住所
氏名
連絡先（電話）

高岡市空き家賃貸活用支援事業計画認定申請書

高岡市空き家賃貸活用支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、高岡市空き家賃貸活用支援事業補助金の交付の対象となる旨の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 補助事業の目的及び内容

空き家を購入した場合：「空き家を賃貸物件として活用するための空き家の購入及びリフォーム工事」を記入。
リフォームのみの場合：「空き家を賃貸物件として活用するためのリフォーム工事」を記入。

2 改修工事場所

（居住誘導区域・被災者支援区域）

当該空き家の地番または住居表示を記載

該当の区域に○をする。

3 改修工事着工予定年月日 年 月 日

計画認定後に工事着工可となります。期間に十分な余裕をもって申請をお願い致します。

4 改修工事完了予定年月日 年 月 日

注）申請年度内に工事を完了していただく必要があります。

5 添付書類

- (1) 高岡市空き家賃貸活用支援事業計画（様式第2号）
- (2) 建物位置図
- (3) 改修工事の見積書の写し
- (4) 施工箇所がわかる図面等
- (5) 着工前の写真（外観及び予定施工箇所）
- (6) 建物の登記事項証明書
- (7) 空き家の売買契約書の写し及び購入に要した費用の支払いが確認できる書類の写し（空き家を購入した場合のみ）
- (8) 申請者が事業者の場合は、事業者の概要がわかる書類（事業者名、所在地、代表者氏名、主たる業務等）
- (9) 申請者の住民票（申請者が事業者の場合を除く）
- (10) 所有者全員の同意を得たことがわかる書類（所有者が複数の場合のみ）
- (11) 市税の納税証明書
- (12) その他市長が必要と認める書類

1. 計画認定の申請

様式第2号（第9条関係）

高岡市空き家賃貸活用支援事業計画

登記事項証明書等を確認し
ご記入ください。建築年が
未記載の場合は、「不明」と
ご記入ください。

事業計画

空き家の所在地	当該空き家の地番または住居表示を記載（居住誘導・被災者支援区域）	
空き家の建築時期	明治・大正・昭和・平成	年頃（築後 年）
空き家となった時期	明治・大正・昭和・平成・令和	年頃
改修箇所及び改修内容	施工する工事内容を全てご記入ください。	
改修部分の延床面積	登記事項証明書等を確認しご記入ください。	m ²
	うち居住以外に供する面積（店舗等）	m ²
総事業費	円（税抜）	
改修工事着工予定年月日	様式第1号と同一日にしてください。	
改修工事完了予定年月日	様式第1号と同一日にしてください。	
改修工事施工業者	住所：注）DIY等で施工する場合は「DIY工事」と記入。 社名：注）複数に及ぶ場合は、全て記載か別添資料を作成 連絡先（電話）：	
工事費等	改修工事費（税抜）…（a） 円	補助金額 ≤20万円
	①うち補助対象改修工事費 注）8ページを参照してください 円	（被災者が入居する場合、 ≤40万円 （千円未満切り捨て）
	空き家購入費（税抜）…（b） 注）土地代は含まれません 円	①+②／3 ＝ 円
	②うち補助対象空き家購入費≤① 注）土地代は含まれません 円	
	補助対象経費 ①+②（≥30万円） 注）30万円未満は対象外です 円	

本事業を活用して改修予定としている空き家について、

- ☐ 居住も一時的利用もしていない建物である。
☐ 賃貸物件として取り扱っていない建物である。

注）必ずチェックする。

1. 計画認定の申請

○ 補助対象となる改修工事	× 補助対象外となる改修工事
☐ 台所、トイレ、浴室、洗面所等の改修 ☐ 増改築及び間取りの変更 (新築及び建替えを除く) ☐ 屋根のふき替え、塗装及び補修 ☐ といの取替え及び補修 ☐ 外壁の張替え、塗装及び補修 ☐ 壁、床及び天井の張替え及び補修 ☐ 建具の取替え及び補修 ☐ 畳の取替え ☐ 段差解消工事 ☐ 手すりの設置 ☐ 電気工事 ☐ 給排水工事 ☐ DIY の場合は、改修に必要な材料費及び専門工事業者へ委託して行う工事費 ※上記以外の工事についてはご相談ください。	☒ 移動又は取り外しが可能な機器等 ☒ 外構設備 (門、車庫、物置、カーポート、庭等) の改修工事 ☒ エアコン、ガスコンロ、照明、ウォシュレットなどの住宅設備機器類の設置工事 ☒ 浄化槽設置工事 ☒ カーテン、家具、調度品等の購入や設置工事 ☒ クリーニング代 ☒ 家財の処分や移動にかかる費用

◇補助対象改修工事費について

◇空き家の購入費を補助対象経費に含める場合について

空き家の購入費 (土地代は除く) は、補助対象改修工事費又は購入費のどちらか少ない額を上限に補助対象経費に含めることができます。

物件が異なれば、何度でも申請可能です！
ぜひご活用ください！



1. 計画認定の申請

補助申請者名と一致させてください。諸事情により申請者名と異なる場合は事前に相談ください。

令和 年 月 日

見積書

〇〇 〇〇 様（御中）

株式会社 〇〇 〇〇 印

件名：空き家改修工事のお見積り

〒933-XXXX

富山県高岡市△△町 123-45

有効期限： 年 月 日

TEL 0000-XX-XXXXX

FAX 0000-XX-XXXXX

下記のとおりお見積り致します

お見積り金額 ￥300,000—（税抜き）

商品名が分かる場合は、商品名を記載してください。（手書きで追記可）

品番・内容等	数量	単位	単価	金額
壁クロス張替え	20	m	1,000	20,000
床 CF 張替え	53.2	m	700	37,240
断熱窓ガラス 引き違い戸	1	箇所	80,000	80,000
断熱窓ガラス 施工費	1	式	50,000	50,000
廃材処分費（運搬費含む）	1	式	—	112,760
			小計	
			消費税（8%）	24,000
			合計	324,000

廃材処分費は補助対象外です。
補助額の計算には算入されません。

備考欄

1. 計画認定の申請

対象工事 見積り早見表

※工事請負業者が複数、またはDIY 工事を行う場合は、
「見積り早見表」を作成してください。
金額は全て税抜きになります。
下記（例）を参考に作成してください。

（例）

対象工事 見積り早見表

株式会社
〇〇 〇〇
TEL～

内容	単価	個数	単位	合計
壁クロス張替え	20	m	1,000	20,000
床 CF 張替え	53.2	m	700	37,240
断熱窓ガラス 引き違い戸	1	箇所	80,000	80,000
断熱窓ガラス 施工費	1	式	50,000	50,000

株式会社
×× ××
TEL～

内容	単価	個数	単位	合計
浴槽本体	200,000	1	個	200,000
浴槽設置工事費	50,000	1	式	50,000

DIY 工事

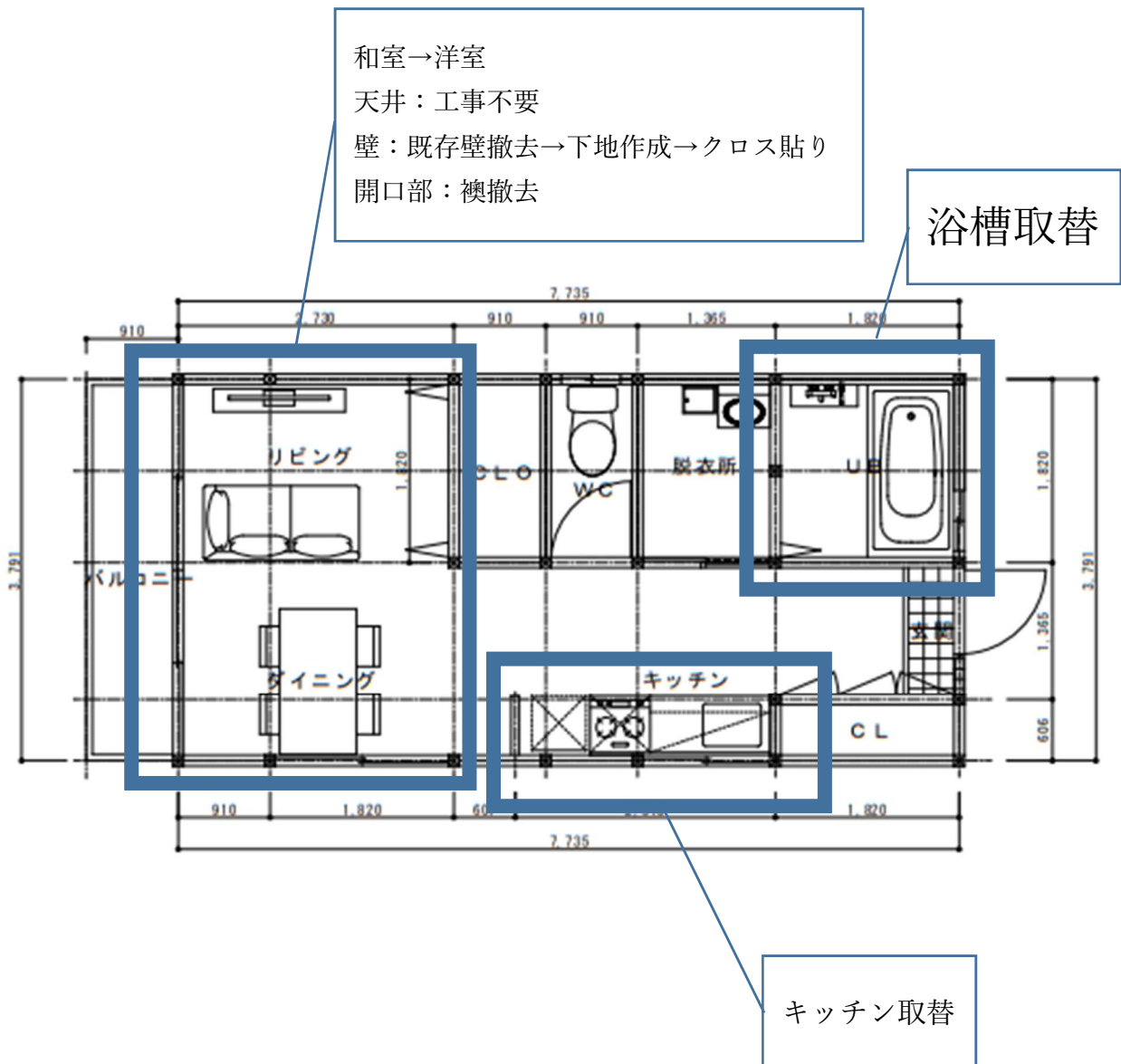
内容	単価	個数	単位	合計
便器本体	45,000	1	個	45,000
洗面台本体	15,000	1	個	15,000
洗面所 ミラー	5,600	1	個	5,600

【計画認定申請】施工箇所が分かる図面について

高岡市空き家賃貸活用支援事業の計画認定申請提出書類における「改修工事施工箇所の分かる図面」について、下記必須事項及び図を参照し、適切な図面を提出してください。

- 必須事項
- ☐ 改修工事内容が明記してある
 - ☐ 施工箇所を太線で囲まれている
 - ☐ 主要な用途が明記してある
 - ☐ 寸法が明記してある

(例)



1. 計画認定の申請

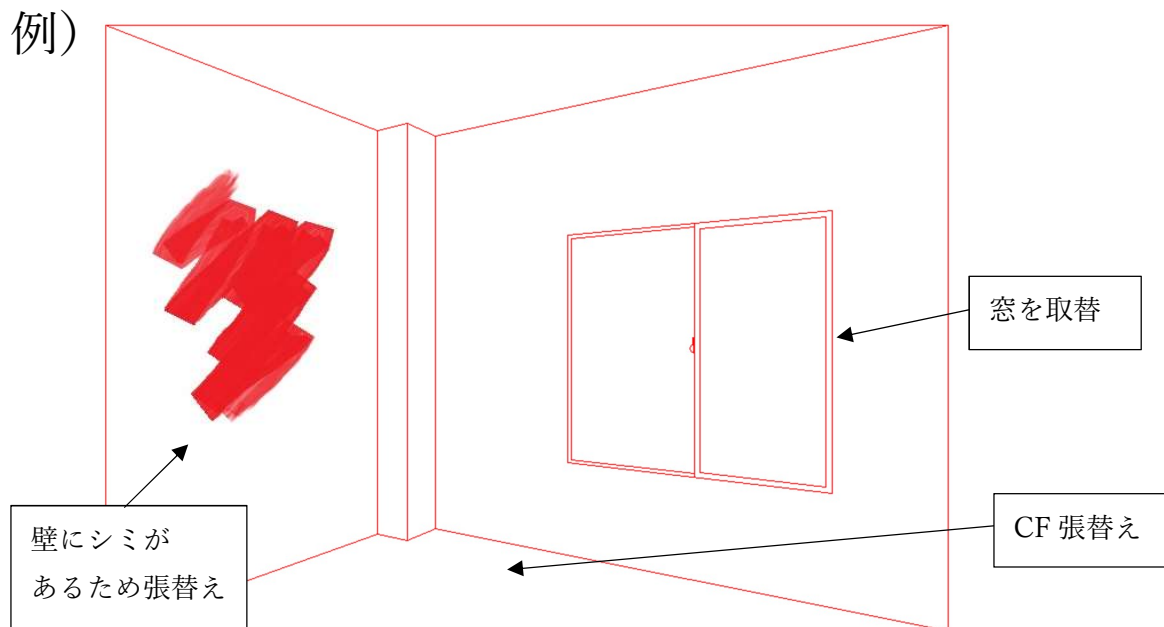
着工前の写真について

- 必須事項
- ☐ 改修工事場所が明確である。
 - ☐ 工事が着工されていない。
 - ☐ 全ての施工箇所を撮影している
 - ☐ 図面と一致している。

注) 工事終了後、完了届の添付書類として同じ場所から撮影した写真を提出いただきます。

注) 施工途中の写真も必要となりますので、忘れずに作成してください。

写真が準備できない場合、対象工事から外れる可能性があります。



※例はイラストになります。提出の際は撮影した写真をご用意ください。

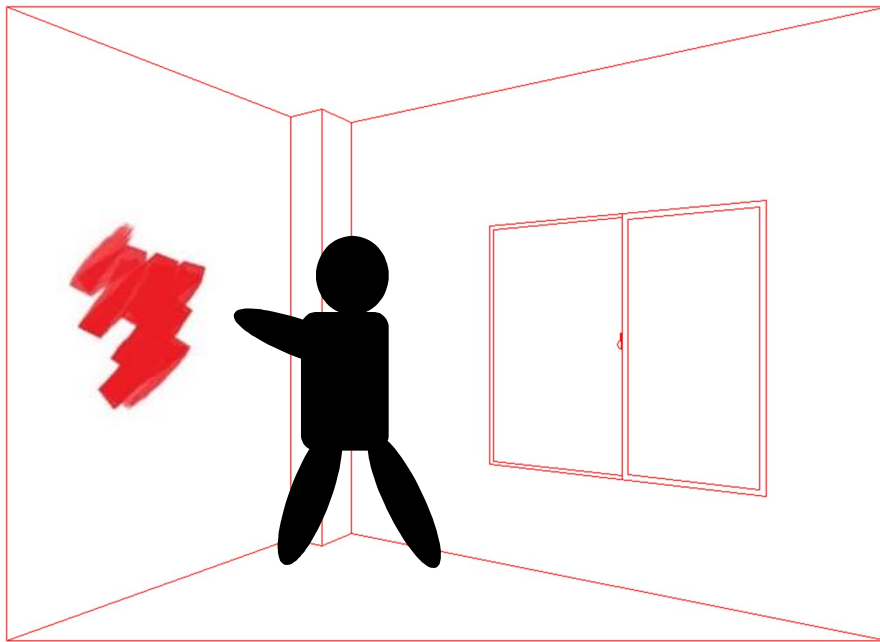
※改修箇所に説明文を追記する等、工事内容が明確になるようにしてください。

工事中の写真について

- 必須事項 ☐ 図面と一致している。(計画認定時から変更がない)
- ☐ 全ての施工箇所を撮影してある。
- ※可能な限り、計画認定申請時に提出した着工前の写真と
同じ位置(角度)から撮影してください。

注) 写真が準備できない場合、対象工事から外れる可能性があります。

例)



※例はイラストになります。提出の際は撮影した写真をご用意ください。

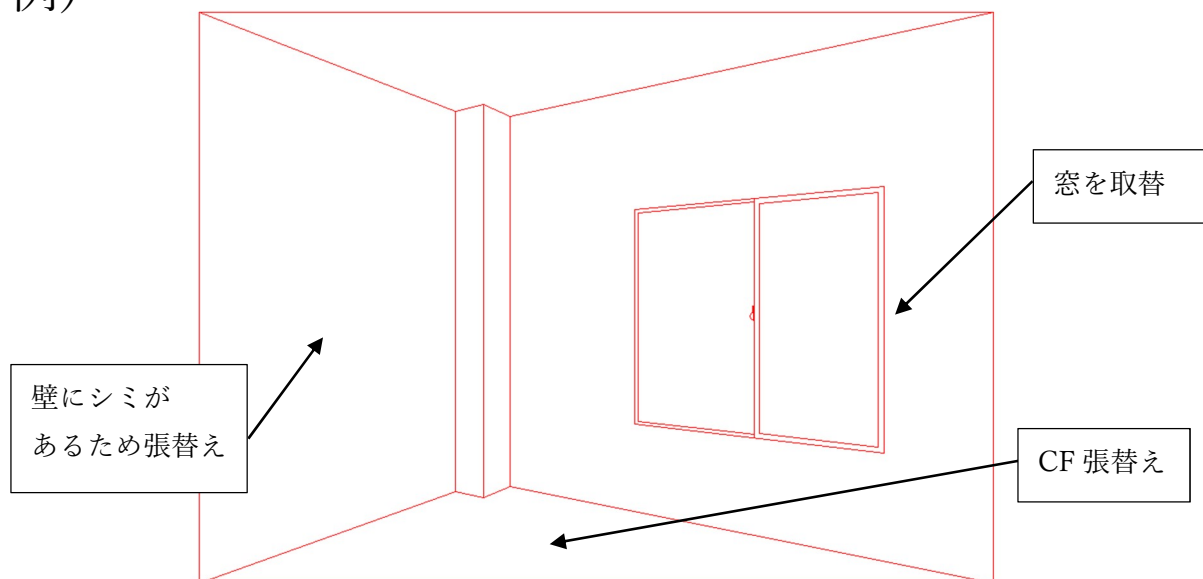
3. 改修工事完了

工事完了後の写真について

- 必須事項
- ☐ 図面と一致している。(計画認定時から変更がない)
 - ☐ 工事が完全に終了している。
 - ☐ 全ての施工箇所を撮影してある。
※可能な限り、計画認定申請時に提出した着工前の写真と
同じ位置（角度）から撮影してください。
 - ☐ 実際に行った工事が明記されている。

注) 写真が準備できない場合、対象工事から外れる可能性があります。

例)



※例はイラストになります。提出の際は撮影した写真をご用意ください。

3. 改修工事完了

完了届 添付書類に関する留意点

1. 高岡市空き家賃貸活用支援事業工事完了実績（様式第5号）

☐

- ・高岡市 HP ホーム > 暮らし > 住まい > 助成・補助 > 住宅・空き家等への居住支援から印刷または高岡市役所6階建築政策課でお受け取りください。

2. 施工途中及び完工後の写真（外観及び施工箇所）

☐

- ・外観と全ての施工箇所を撮影し提出してください。
- ・施工箇所の写真については13~14ページ「工事中~後の写真について」をご覧ください。

3. 工事請負契約書の写し (DIY工事の場合は不要)

☐

- ・契約書の注文者と補助申請者を一致させてください。
 - ・契約書の注文者は見積書の依頼者と一致させてください。
- ※上記2点について諸事情により一致しない場合は事前にご相談ください。
- ・契約印及び収入印紙等が押されているものを提出して下さい。（不要の場合を除く）
 - ・請負代金額等、金額が大幅に変更された場合、如何なる理由においても事前にご相談ください。

4. 改修に要した費用の支払いが確認できる書面の写し

☐

★受付が可能な書類（領収書等）★

- ・計画認定時に提出いただいた見積書に適する書類
（見積り時の金額と異なる場合は事前にご相談ください。）

見積書が無い工事または下記条件に該当しない見積書に関しては対象費用となりません。

- ・収入印紙等が押されているもの（不要な場合を除く）
- ・施工者と依頼者が明記されているもの
- ・工事内容の内訳が分かるもの（原則として、数量×単価で記載してください。〇〇工事一式等記載の見積書の場合受付できない場合があります。）
- ・補助対象工事に該当しているもの
（補助対象外の工事費があった場合、補助対象費から外させていただきます。）

3. 改修工事完了

◆DIY の場合（領収書等）

①補助対象工事に該当しているもの

（補助対象外の工事費があった場合、補助対象費から外させていただきます。）

（DIY 工事の場合、賃料等人件費は対象外となります。）

②単価及び数量が明記してあるもの

③工具店等で購入予定の場合は領収書を添付

（EC サイト（ネットショップ等）で購入の場合も領収書を発行してください。）

※領収書が発行できない（レシート、購入画面等）場合は事前にご相談ください。

ご相談が無い場合、対象費用から外れる場合があります。

4. 入居者と契約 → 5. 補助金の交付申請提出 → 6. 補助金申請

交付申請書提出 添付書類に関する留意点

1. 高岡市空き家賃貸活用支援事業実績（様式第9号）

☐

- ・高岡市 HP ホーム > 暮らし > 住まい > 助成・補助 > 住宅・空き家等への居住支援から印刷または高岡市役所6階建築政策課でお受け取りください。
- ・記載例は18ページをご覧ください。

2. 当該空き家の賃貸借契約書の写し

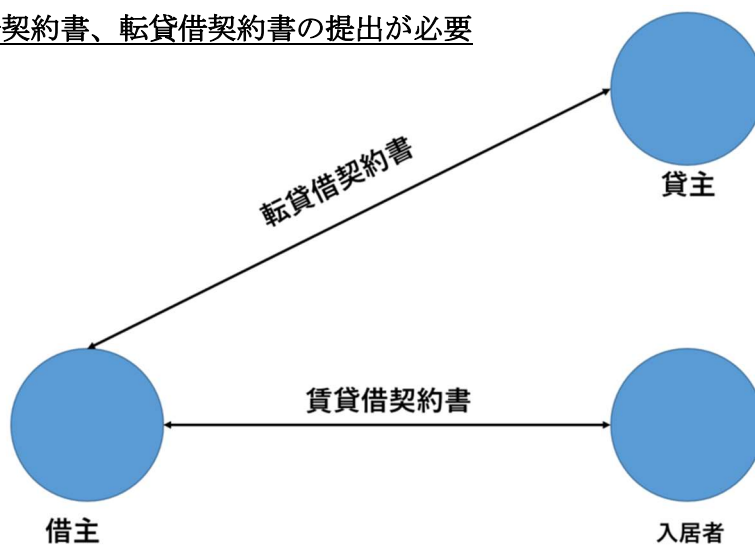
3. 転借を行う者と入居者との賃貸借契約書の写し（転借を行う場合）

☐

- ・契約期間が明記されているものをご提出ください。
 - ・貸主、借主及び入居者の関係において全ての賃貸借契約書を提出してください。
- ※居住以外の目的又は事業に附属する住居として賃貸した場合は対象外となります。

（例）借主と入居者が違う場合（サブリース等）

賃貸借契約書、転貸借契約書の提出が必要



4. 重要事項証明書の写し又はこれに準ずるもの

☐

- ・日付及び借主の氏名等の必要事項が記入されているものをご提出ください。

5. 入居者の罹災証明書の写し（入居者が被災者の場合）

6. 罹災状況自己申告書（罹災証明書の世帯主と入居者が異なる場合）

☐

4. 入居者と契約 → 5. 補助金の交付申請提出 → 6. 補助金の申請

様式第 8 号（第 14 条関係）

令和 年 月 日

高岡市長 あて

申請者 住所
氏名
連絡先（電話）

高岡市空き家賃貸活用支援事業補助金交付申請書

高岡市空き家賃貸活用支援事業補助金の交付を受けたいので、高岡市空き家賃貸活用支援事業補助金交付要綱第 14 条の規定により、次のとおり申請します。

1 補助事業の名称

高岡市空き家賃貸活用支援事業

空き家を購入した場合：「空き家を賃貸物件として活用するための空き家の購入及びリフォーム工事」を記入

2 補助事業の目的及び内容

空き家を購入していない場合：「空き家を賃貸物件として活用するためのリフォーム工事」を記入

3 改修工事場所 当該空き家の地番または住居表示を記載（居住誘導・被災者支援区域）

4 補助事業の完了年月日 年 月 日

5 交付申請額 金 円（うち加算額 円）

改修工事及び賃貸借契約等、全て終了した日付を記入してください。

6 添付書類

- (1) 高岡市空き家賃貸活用支援事業実績（様式第 9 号）
- (2) 当該空き家の賃貸借契約書の写し
- (3) 転貸を行う者と入居者との賃貸借契約書の写し（転貸を行う場合）
- (4) 重要事項説明書の写し又はこれに準ずるもの
- (5) 入居者の罹災証明書の写し（入居者が被災者の場合）
- (6) 罹災状況自己申告書（罹災証明書の世帯主と入居者が異なる場合）
- (7) その他市長が必要と認める書類

様式第9号（第14条関係）

高岡市空き家賃貸活用支援事業実績

事業実績

空き家の所在地		当該空き家の地番または住居表示を記載。 (居住誘導・被災者支援区域)	
賃貸借契約締結年月日		年 月 日	
補助金額 (AまたはBを選択)		算定対象額	補助金額(千円未満切り捨て)
A. 補助金額 (居住誘導区域) 注) 必ずチェックする。	☐	①補助対象改修工事費 円	①+②の1/3と20万円の 小さい方の額 円
		②補助対象空き家購入費 円	
B. 補助金額 (被災者支援)	☐	①補助対象改修工事費 円	①+②+③の2/3と40万 円の小さい方の額 円
		②補助対象空き家購入費 円	

賃貸借契約を締結した相手方(賃借人)と所有者(賃貸人)は、

☐ 2親等以内の親族ではない。

賃借人又は転借人は、当該空き家を

☐ 居住以外の目的又は事業に附属する住居として使用しない。

注) 必ずチェックする。

よくある質問

	質問内容	回答内容
1	申請時期はいつですか	申請は工事着工前になります。
2	事前確認はできますか	可能です。窓口及びお電話でお気軽にご相談ください。
3	法人名で申請できますか。	可能です。
4	登記がされていない建物は対象となりますか。	未登記の建物は対象となりません。申請者と登記事項証明書の権利者を一致させてください。
5	DIY 工事も対象となりますか。	対象となりますが、図面等提出いただきますので、ご用意できる場合に限りです。
6	担当者が現地確認に訪れますか。	必要と判断した場合、現地確認させていただく場合があります。
7	市外在住でも申請できますか。	可能です。空き家の所在地が高岡市であれば問題ありません。
8	空き家の所有者はどこで分かりますか。	法務局等において、建物の登記事項証明書を取得しご確認ください。
9	見積り書、または領収書が無い場合どうしたらいいですか。	上記2点が提出できない場合、対象工事に含みません。
10	図面が書けません。どうしたら良いですか。	施工箇所が分かる図面が提出できない場合、申請受付ができません。リフォーム業者等に依頼してください。

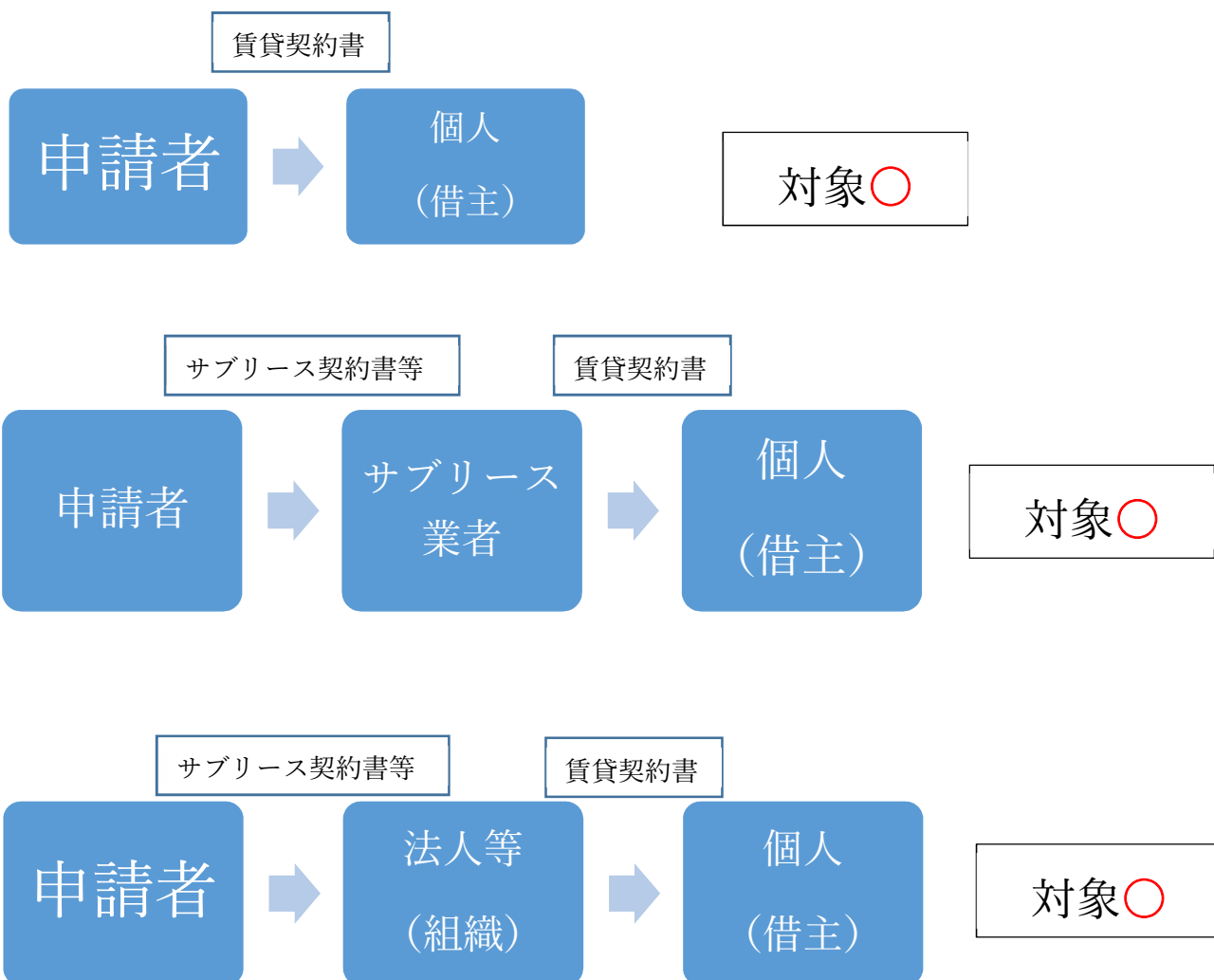
	質問内容	回答内容
11	工事着工中に工事内容が変わった場合でも対象となりますか。	変更承認申請書を提出する必要があります。工事内容の変更が必要となった時点で、速やかにご相談ください。
12	入居者を探す支援はありますか。	高岡市では、定住・住み替えなどで空き家・空き地の利用を希望する方に物件情報を提供する「空き家・空き地情報バンク」を行っています。
13	借主が法人でもよいですか。	転貸により個人が法人と賃貸借契約を締結し、当該空き家に入居する場合は可能です。その場合は申請者と法人との転貸借契約書、法人と入居者との賃貸借契約書のいずれも提出が必要です。
14	入居者が社宅や社員寮として利用することはできますか。	事業に附属する住居に該当しますので、対象外となります。ご契約の際にご注意ください。（会社が借り上げて従業員を入居させる、など）
15	同一の申請者が再度支援を受けられますか。	異なる物件であれば、何度でも申請可能です。
16	補助金支払いはいつですか。	事業完了後（改修工事及び賃貸借契約締結）に交付申請書を提出いただき、支払い手続きになります。
17	被災者支援区域とはどういった区域ですか。	高岡市内全域のうち市街化調整区域を除く地域のことを指します。
18	被災者の方が入居する場合、罹災証明書の判定区分は関係しますか。	罹災判定は問いません。自治体から発行される罹災証明書をもっていることが条件となります。

入居者について

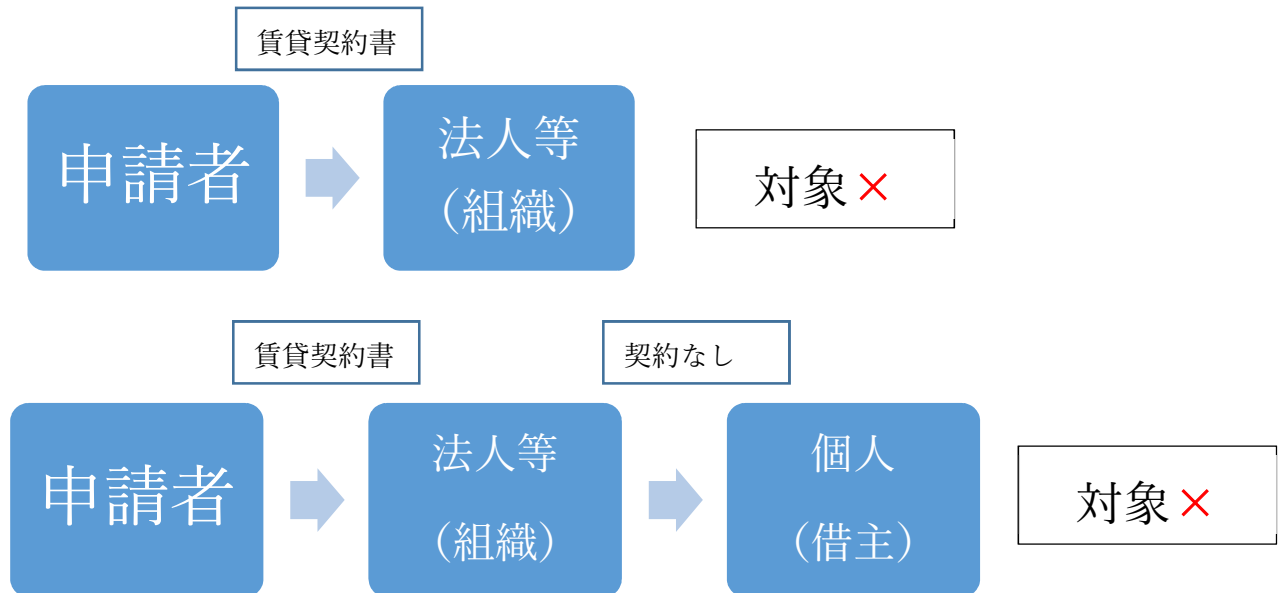
本事業は、コンパクト・アンド・ネットワークのまちづくり、空き家対策、少子高齢化や人口減少の対策として行っており、空き家を個人が住むための賃貸物件とし2年間利活用する事業計画に対して補助を行っております。

そのため、対象となる契約形態は以下のとおりになります。

対象契約形態



対象外契約形態



※その他の契約体系をとる場合は、事前にご確認ください。
補助対象外となる可能性があります。